

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

江戸川区立小松川中学校
統括校長 折橋 信二

I. はじめに

一昨年4月に開校した本校江戸川区立小松川中学校は、都内で初めての通常学級・特別支援学級・夜間学級が混在する公立中学校である。小松川・平井地区の心温かい地域環境に囲まれたこの小松川中学校の教育の推進者である私たちは、生徒たちにとってかけがえない教師であることは当然であるが、同時に地域社会の中でも教師であることが期待されている。

教育は、生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に、中学校教育とは、人生への扉を開く鍵に他ならない。人生に踏みいる鍵の開け方の基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、「15の春」15歳(夜間学級の生徒は異年齢)になった生徒が将来に夢をもち、堂々と社会を生き抜く力をつけさせることが、学校の責務である。したがって、学校は、あらゆる場面に於いて生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、全国的にはいじめを背景として中学生が自らの命を絶つという痛ましい事件が後を絶たない状況である。現在も、当該生徒が在籍した中学校の対応に対し、関係生徒の保護者だけでなく他の生徒や保護者などから学校に対する不信の声が報道等を通じ大きくあがっている。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていかなくてはならない。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示しました。その内容としては、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- 2 いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表されている。

校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、生徒・保護者に対する信頼を回復させなければならない。

そのためには、全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように教師は、「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって常に生徒に接すること、教員相互の情報交換を行いいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を生徒も教師ももつことが前提となる。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II. 本校のいじめ防止基本方針

- 1 豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- 2 心の通う人との交流の能力の素地を養う
- 3 道徳教育を基盤とした教育活動の推進と体験活動等の充実

III. 目指す学校像

- 1 生徒・保護者・地域から信頼される学校
- 2 生徒一人一人の可能性を信じ、生徒の成長を第一とする学校
- 3 生徒自身の人生の基盤をつくることのできる学校
- 4 生徒が夢をもち、生徒の輝く笑顔がいつも溢れる学校

IV. 目指す生徒像

- 1 自分以外の多様な人を受け入れ、優しく温かい生徒
- 2 思いやりの気持ちと豊かな心を持ち、ルールを守る生徒
- 3 意欲的に学力向上に努力する生徒
- 4 積極的に体力向上を図る生徒

V. 目指す教職員の姿

- 1 生徒の成長を第一とし、常に専門職としての資質・能力の向上に努める教職員
- 2 「子弟同行」を胸に刻み、胸を張って生徒指導に取り組める教職員
- 3 組織の一員として職責を十分理解し、互いに学び合い、高め合える教職員
- 4 前例踏襲にとらわれず、生徒第一義の教育活動を実践できる創造力豊かな教職員
- 5 生徒・保護者・地域の方・教職員に対しても優しく温かい対応ができる教職員

VI. 基本的な方針

☆ 全教職員が共働・共汗し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 副校長及び主幹教諭、主任教諭を中心とした『いじめ防止対策委員会』を設置し定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成させる。また、各学期に1回は、弁護士や医師等の外部専門家に組織の一員として参加していただき、助言を得る。
いじめ対策委員会において、生徒や保護者アンケートを作成し、分析させ、いじめの早期発見・早期対応を図らせる。
- ② 特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
好ましい人間関係の構築を図ると共に、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援コーディネーターを中心に、SC・SSWと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ 弁護士等、専門的な知識を有する専門家を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、指導力を向上させ、いじめ防止に対処させる。
各学期にそれぞれの分野の専門家を招聘し、講演等を行い、いじめ防止に役立つ研修を行う。
- ④ 生徒会を中心に生徒が主体的となってルール作り等を作成させ、いじめの防止に努める。
生徒フォーラムや生徒憲章の作成、生徒会によるキャンペーン等を実践させ、望ましい集団づくりに努める
- ⑤ 学校としての取組
ア 生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をする共に、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導させる。
ウ 職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
保護者会、地域懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解し協力していじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑦ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた生徒への対応

- ア 生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を正確に報告する。

② いじめた生徒への対応

- ア 事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続な指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。

③ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

① 重大事態とは

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ウ 生徒が身体に重大な障害があった場合
- エ 生徒が金銭を奪い取られた場合
- オ 生徒が他の理由なく5日間連続して欠席になった場合

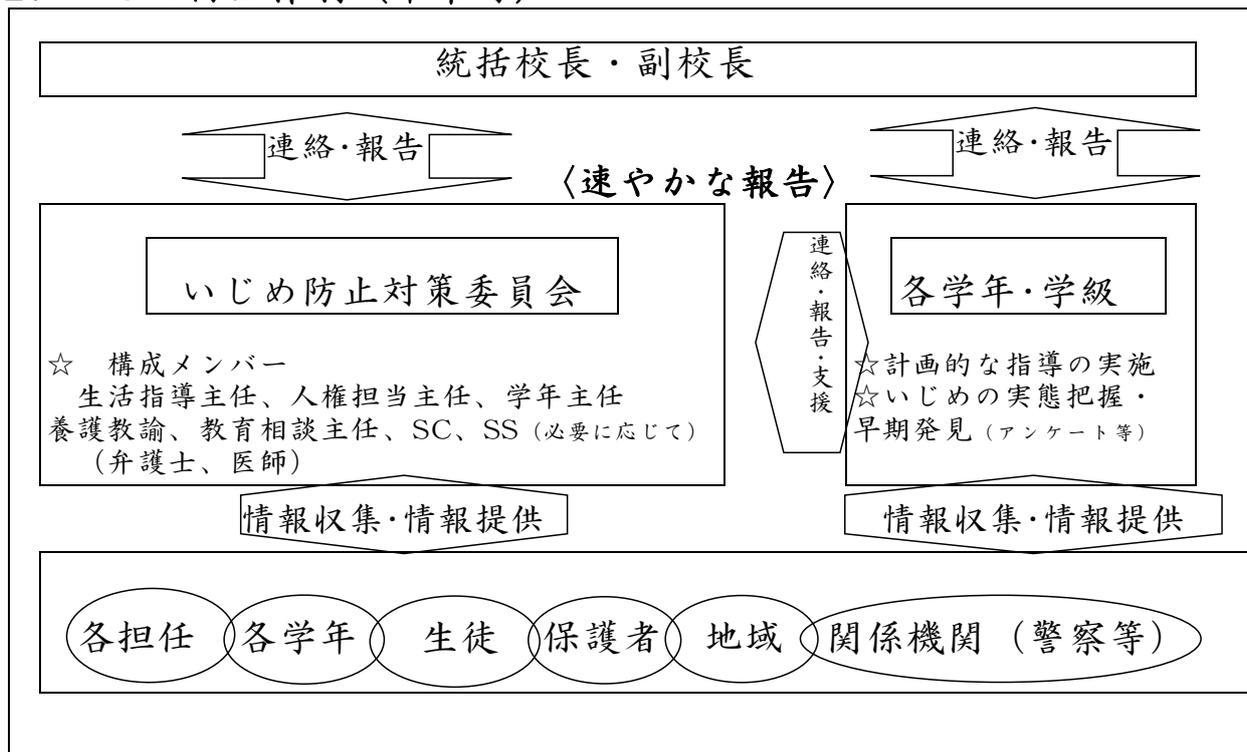
② 重大事態の報告

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
重大事態の調査

③ ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SS）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

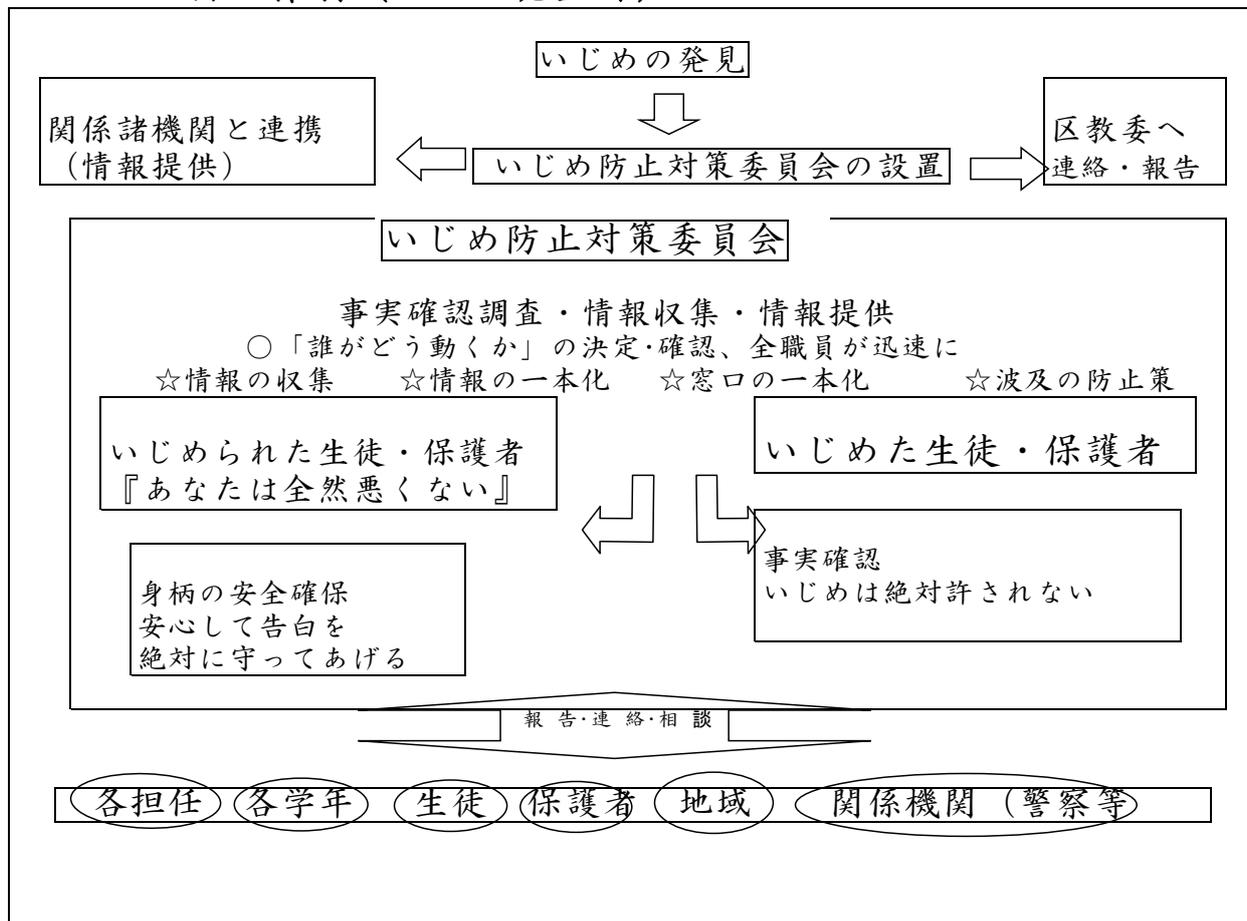
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないことがないように配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

VII. いじめ防止体制（平常時）



※ 「いじめ防止対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者夜間駅諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

VII. いじめ防止体制（いじめ発生時）

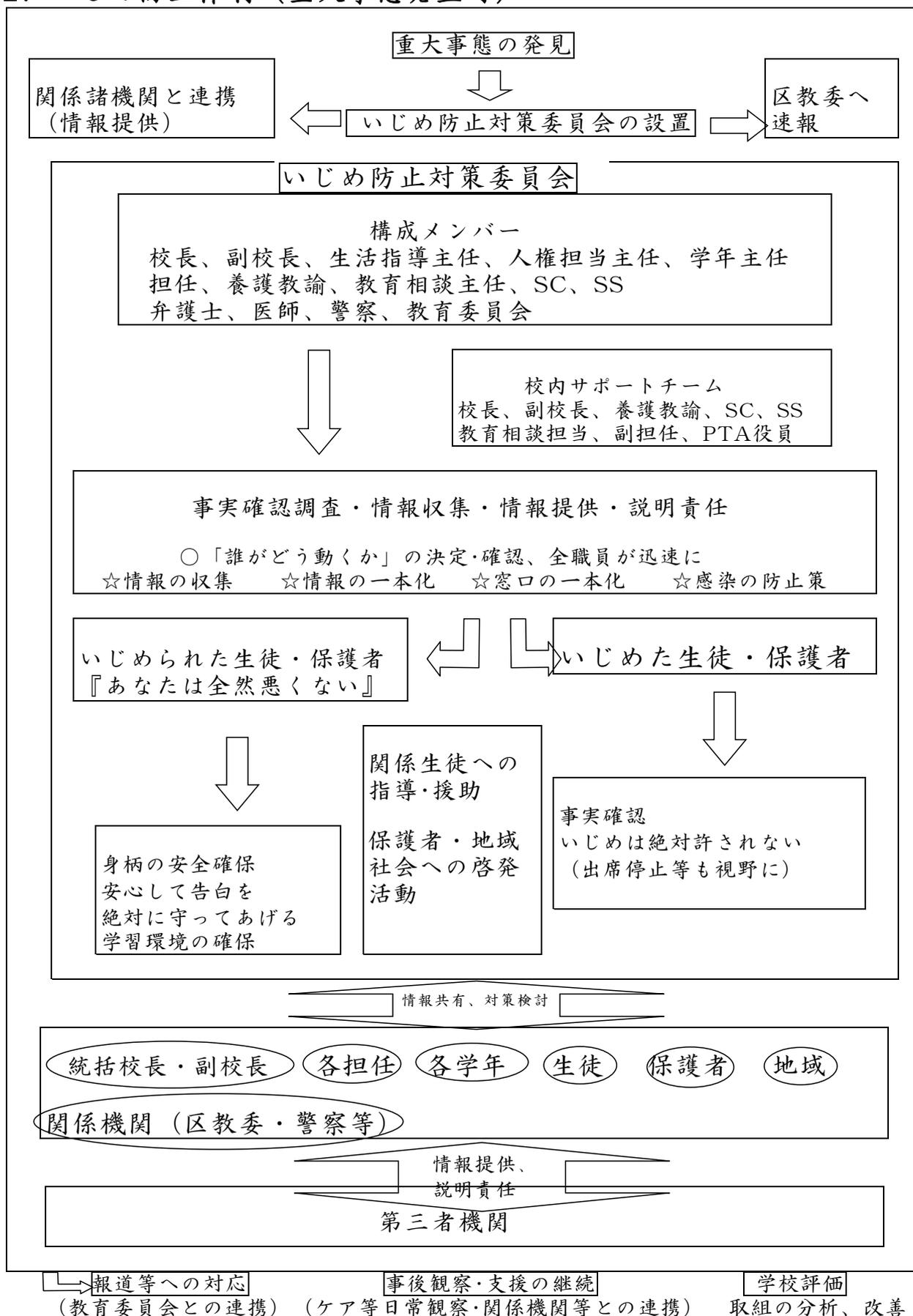


いじめの解消
(継続して情報交換・援助)

事後観察・支援の継続
(日常観察・SC等との連携)

学校評価
取組の分析、改善

VII. いじめ防止体制（重大事態発生時）



※ 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。

